

529 司法試験増施運動

〔『法学新報』第29巻1(326)号 大正8年1月1日〕

○司法試験増施運動 司法試験臨時増施同志会は去る十二月一日神田日本大学に発会式を兼ねたる第一回大会を開き左の趣旨に基き判検事弁護士試験実施期間たる大正十一年度迄四回の試験を施行せられんことを政府に歎願すると共に各地に演説会を開き輿論の喚起に努むる旨の申合せを為し散会したりと云ふ

一、現行試験規則は司法省令を以て定められ其変更容易なり  
一、試験費用は毎年六千円を要し受験手数料収入は一万八千円に達す政府に何等の痛痒を与へす

一、試験委員は現行制度上司法省高等官並に他官省の高等官中より任命し得るを以て司法事務に何等の渋滞を來さず  
一、先例に徴すれば医師薬剤師試験には既に其例あり救済上之と權衡を失へり